

第1部

東京都特別支援教育推進計画（第二期）

- 第1章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）
策定の背景
- 第2章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）
の必要性と性格
- 第3章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）
の基本理念と施策の方向性
- 第4章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）
の目指す将来像と目標
- 第5章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）
における施策の体系

第1章 東京都特別支援教育推進計画(第二期)策定の背景

1 都における特別支援教育の歴史と沿革

(1) 心身障害教育の発足

ア 戦前の障害児教育

第二次世界大戦前における障害児教育は、盲、ろう、精神薄弱、肢体不自由、病弱等、それぞれの障害種別で独自の形態で発足し、その状況も多様でした。

幕末以降、外国から障害児教育に関する知識や情報が我が国に伝えられ、明治政府が近代国家の建設を進める中、明治13年には、東京における盲・ろう教育の施設として、楽善会訓盲院（後の東京盲学校・東京聾唖学校、現在の筑波大学附属視覚特別支援学校・同聴覚特別支援学校）が創設されました。

都立特別支援学校の起源は、明治41年に創設された私立盲人技術学校です。その後、ろう学校、肢体不自由学校、病虚弱学校を順次、開校しました。

なお、戦前の障害児教育は、主として身体障害に対するものであり、精神薄弱（当時）の養護学校は、戦後になって設立されています。

また、区市町村立小学校、中学校の特別支援学級の起源である特殊学級は、大正9年に東京市林町尋常小学校（現文京区立林町小学校）と東京市太平尋常小学校（現墨田区立錦糸小学校の前身校）に初めて設置されました。

障害種別	都立特別支援学校の前身	設置年	平成28年度現在の校名
視覚障害	盲人技術学校	明治41年	都立文京盲学校
聴覚障害	東京市立聾学校	大正15年	都立大塚ろう学校
肢体不自由	東京市立光明学校	昭和7年	都立光明特別支援学校
病虚弱	東京府立久留米学園	昭和11年	都立久留米特別支援学校
知的障害	品川区立大崎中学校分教場	昭和22年	都立青鳥特別支援学校

イ 戦後の法整備と心身障害教育の発展

戦後の日本の教育は、日本国憲法及び教育基本法の制定により、新しい出発を迎えることになりました。憲法第26条に「教育を受ける権利」が、教育基本法には「教育の機会均等」が条文として規定されました。

これらを受け、昭和22年に制定された学校教育法では、「特殊教育」が学校教育の一環に位置付けられ、盲学校、聾学校及び養護学校の設置義務を都道府県が負うことが明記されました。これらによって、心身障害教育^{*1}の発展は、目を見張る成果を上げていくこととなります。

(2) 国に先駆けた全員就学の実施

ア 養護学校の就学義務化

学校教育法制定翌年の昭和 23 年、盲学校及び聾学校の就学義務化がなされましたが、当時、未整備であった養護学校の就学義務化は延期されることになりました。その後、昭和 31 年制定の公立養護学校整備特別措置法により、養護学校の設置が促進されることとなります。都教育委員会は、入学を希望しながらも就学猶予・免除となっている子供が多く発生している状況を打開するため、昭和 30 年代から 40 年代にかけて、養護学校を次々と開校するとともに、就学相談の充実を図るなど、種々の対策を講じました。

こうした中、昭和 48 年に文部省は、延期としていた養護学校における就学義務と都道府県の養護学校設置義務について、昭和 54 年から実施する旨の予告政令を公布しましたが、都教育委員会は、これよりも 1 か月早く「昭和 49 年から希望者全員就学を実施する」ことを発表しました。

希望者全員就学を達成するためには、それまで、学校教育の対象外と考えられ、就学猶予・免除の対象となっていた重度・重複障害のある子供の就学対策と教育内容・方法の充実が必要でした。このため、都教育委員会は、都立養護学校の増設により適正な規模と配置を進めるとともに、就学相談体制の確立、学級編制の改善、リフト付きスクールバスの配車及び教職員の確保と研修など、総力を挙げて諸課題の解決に当たりました。

同時に、区市町村立小学校、中学校の心身障害学級の増設が進められたことも、希望者全員の就学を達成するための適切な教育条件の整備として重要な意味を持ちました。

	昭和45年	昭和48年	昭和58年
都立盲・ろう・養護学校数	26校	30校	48校
不就学児	1,865人	1,450人	181人

イ 長期計画に基づく心身障害教育の推進

国際連合において、1981 年（昭和 56 年）を国際障害者年とし、障害のある人の社会への「完全参加と平等」という目標の実現を促進することとされたことを受けて、都は、障害のある人となない人がともに生きることを可能とする社会の創出を目指し、昭和 57 年 3 月に国際障害者年東京都行動計画を策定しました。都教育委員会は、この行動計画の中で、交流教育の促進、進路指導及び職業教育など、心身障害教育を充実するための施策を掲げました。

また、都の行財政運営の基本的指針を示す東京都長期計画（昭和 57 年 12 月）、東京都第二次長期計画（昭和 61 年 12 月）では、障害の重度・重複化に対応し

た学級編制基準の改善や重度・重複学級の設置、高等部への進学希望者の増加への対応や過密校の解消を図るための養護学校の新設など、心身障害教育の充実に向けた施策が盛り込まれました。

都における心身障害教育は、これらの計画に基づき、更なる推進が図られることとなりました。

(3) 心身障害教育から特別支援教育への転換

ア 学校教育法の一部改正と特別支援教育への転換

平成 19 年 4 月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」への転換が図られました。特別支援教育は、発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されることとされました。

従来の盲・ろう・養護学校は特別支援学校に一本化され、障害の重度・重複化に対応して複数の障害種別を対象とすることが可能となるとともに、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮して、幼稚園、小学校、中学校、高校等の要請に応じて専門的な知識や技能を生かして助言・援助を行うことが新たに規定されました。

この改正に併せて文部科学省から発出された「特別支援教育の推進について（通知）」では、特別支援教育の理念について、以下のとおり示されています。

【特別支援教育の理念】

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

（平成 19 年 4 月 1 日付 19 文科初第 125 号「特別支援教育の推進について（通知）」）

イ 「東京都特別支援教育推進計画」の策定

都教育委員会は、平成 15 年 3 月に国が示した「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」や平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正等を受け、こ

れからの都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画として、平成 19 年 4 月の学校教育法の一部改正よりも早い平成 16 年 11 月に、東京都特別支援教育推進計画を策定しました。

具体的には、第一次実施計画(平成 16 年度～平成 19 年度)、第二次実施計画(平成 20 年度～平成 22 年度)及び第三次実施計画(平成 23 年度～平成 28 年度(注:計画期間を 3 年延長))に基づき、特別支援学校の再編整備、個に応じた指導と支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「小学校、中学校」という。)並びに都立高校及び都立中等教育学校(以下「都立高校等」という。)を含めた全ての学校において特別支援教育を推進するための取組を実施してきました。

ウ 「東京都発達障害教育推進計画」の策定

都における発達障害教育は、東京都特別支援教育推進計画に基づき推進してきましたが、近年の発達障害教育を取り巻く状況の変化や、通常の学級における発達障害の可能性があると考えられる幼児・児童・生徒の在籍率等の実態を踏まえ、全ての公立学校における発達障害教育の充実を図っていく必要性があることから、都教育委員会では、平成 28 年 2 月に東京都発達障害教育推進計画を策定し、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画期間として、具体的な施策を展開しています。

2 東京都特別支援教育推進計画における取組状況等

(1) 東京都特別支援教育推進計画における取組状況と主な成果

先述したとおり、都教育委員会では、平成 16 年 11 月に東京都特別支援教育推進計画を策定し、以降、三次にわたり実施計画を策定し、特別支援教育を計画的に推進してきました。

各計画における施策の体系は、それぞれ異なっていますが、全体としては、①個に応じた教育内容の充実、②都立特別支援学校の適正規模・適正配置、③区市町村における特別支援教育の充実、④都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備、⑤特別支援教育を推進する教育諸条件及び支援体制の整備・充実といった取組を進めてきています。ここでは、①から⑤までの各取組の状況と主な成果について紹介します。

《東京都特別支援教育推進計画の取組状況と主な成果》

① 個に応じた教育内容の充実

➤ 就業技術科を5校に、職能開発科を2校に設置

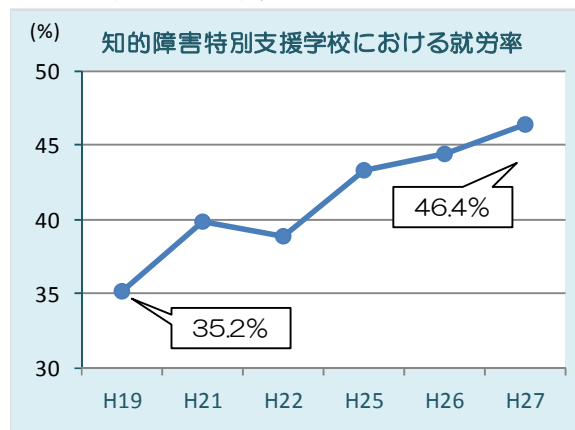
障害のある生徒の自立と社会参加を促進するためには、職業的自立が極めて重要であり、都教育委員会では、第一次実施計画時から、民間の専門技術者を講師に招くとともに、民間や関係機関と連携した就労支援や職場定着支援に努め、知的障害の生徒を対象とした高等部の職業教育の充実を図ってきました。

都教育委員会は、知的障害特別支援学校高等部において、就業技術科^{*2}を5校に、職能開発科^{*3}を2校に設置しました。平成27年度までに卒業生を輩出している就業技術科では、卒業生の企業就労率が9割を超えています。

No.	学校名	設置学科	開設年度
1	永福学園	就業技術科	平成19年度
2	青峰学園	就業技術科	平成21年度
3	南大沢学園	就業技術科	平成22年度
4	志村学園	就業技術科	平成25年度
5	足立特別支援学校	職能開発科	平成26年度
6	水元小合学園	就業技術科	平成27年度
7	港特別支援学校	職能開発科	平成28年度

➤ 知的障害特別支援学校の企業就労率は46.4%まで上昇

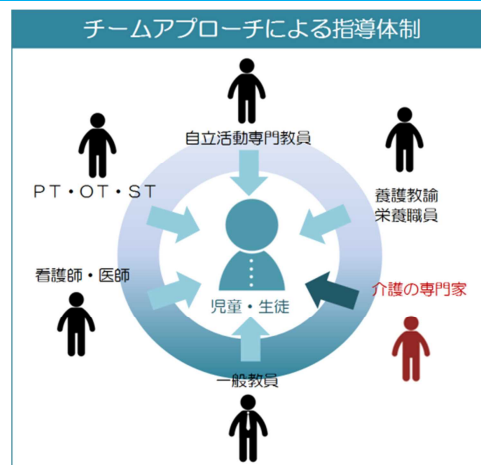
企業就労を希望する知的障害特別支援学校高等部の生徒の職業的自立を促すため、普通科においても教育課程の類型化^{*4}を推進し、キャリア教育を充実させるとともに、企業開拓を進めることで、知的障害特別支援学校全体の企業就労率は、平成27年度（平成28年3月卒業生）では46.4%まで上昇しました。



➤ 外部専門家等を導入し、教員との協働により授業を充実

都立肢体不自由特別支援学校では教員と外部専門家が連携し、チームアプローチによる指導体制を構築することで、学校現場に携わる専門家集団がそれぞれの専門性を発揮し、個に応じた指導を充実しています。

専門性が必要な分野については、外部専門家を導入し、教員との適切な役割分担をすることで、指導の充実を図っています。また、都立肢体不自由特別支援学校全校に、学校介護職員^{※5}を導入するとともに、その専門性の更なる向上のため、実務研修を実施しています。



② 都立特別支援学校の適正規模・適正配置

➤ 複数の障害教育部門を併置する学校を新設

児童・生徒の障害の重度・重複化に対応するため、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校を設置し、それぞれの部門の専門性を相互に活用して、障害が重複する児童・生徒に対する教育内容、方法の充実を図っています。

都教育委員会では、平成28年度までに10校の併置校を設置しました。

No.	学校名	開設年度	併置する部門
1	町田の丘学園	昭和50年度	肢体不自由・知的障害
2	あきる野学園	平成9年度	肢体不自由・知的障害
3	多摩桜の丘学園	平成19年度	肢体不自由・知的障害
4	永福学園	平成21年度	肢体不自由・知的障害
5	青峰学園	平成21年度	肢体不自由・知的障害
6	久我山青光学園	平成22年度	視覚障害・知的障害
7	府中げやきの森学園	平成24年度	肢体不自由・知的障害
8	武蔵台学園	平成24年度	知的障害・病弱
9	志村学園	平成25年度	肢体不自由・知的障害
10	鹿本学園	平成26年度	肢体不自由・知的障害

➤ 知的障害特別支援学校の新設等により、普通教室整備を推進

年々増加する都立知的障害特別支援学校の在籍者数に対応するため、都教育委員会では、平成16年度から平成28年度までの間に15校の知的障害特別支援学校を開設するとともに、既存の学校の増改築工事を進めることで、普通教室の整備を推進しました。

No.	学校名	設置年度
1	田園調布特別支援学校	平成18年度
2	多摩桜の丘学園	平成19年度
3	永福学園	平成19年度
4	青峰学園	平成21年度
5	南大沢学園	平成22年度
6	久我山青光学園	平成22年度
7	品川特別支援学校	平成23年度
8	練馬特別支援学校	平成24年度
9	府中げやきの森学園	平成24年度
10	武蔵台学園	平成24年度
11	志村学園	平成25年度
12	青山特別支援学校	平成26年度
13	鹿本学園	平成26年度
14	水元小合学園	平成27年度
15	城東特別支援学校	平成28年度

➤ **スクールバスの増車により、児童・生徒の通学負担を軽減
(平均乗車時間^{※6} 60分を実現)**

都教育委員会は、特別支援学校に在籍する児童・生徒の通学手段を確保するため、スクールバスを配備し、通学負担の軽減に向けたバスの増車を行ってきました。その結果、肢体不自由特別支援学校において、平成16年度（第一次実施計画開始年度）に72分であったスクールバス（配車114台）の平均乗車時間が、平成27年度には60分にまで短縮されました（配車180台）。

＜肢体不自由特別支援学校におけるスクールバスの増車＞

平成16年度		➔	平成27年度	
台数	114台		台数	180台
平均乗車時間	72分	平均乗車時間	60分	

③ **区市町村における特別支援教育の充実**

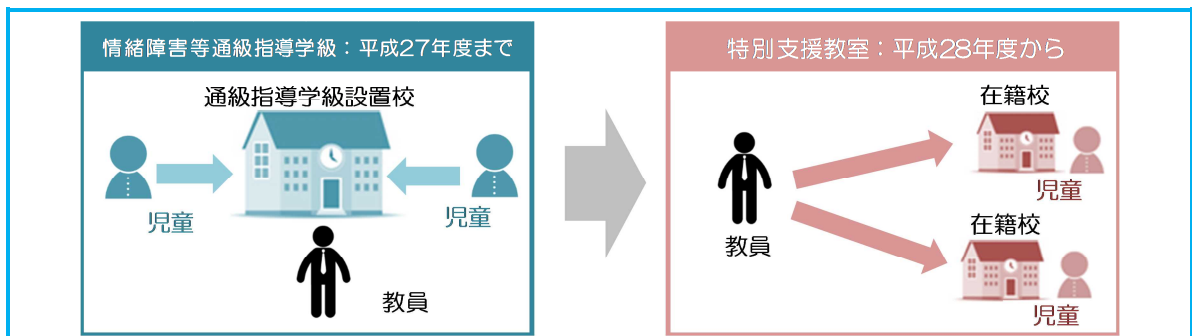
➤ **「特別支援教室^{※7}の導入ガイドライン」を作成**

小学校の通常の学級には、知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性があると考えられる児童が一定程度在籍しています。しかし、情緒障害等通級指導学級で指導を受けている児童は、特別な指導・支援が必要と考える児童の一部にとどまっています。こうした状況に対応するため、都教育委員会では、平成28年4月の特別支援教室の導入開始に向けて、平成27年3月に小学校を対象とした「特別支援教室の導入ガイドライン」を作成し、区市町村教育委員会を通じて都内公立小学校に周知しました。



➤ **区市町村における特別支援教室への移行開始**

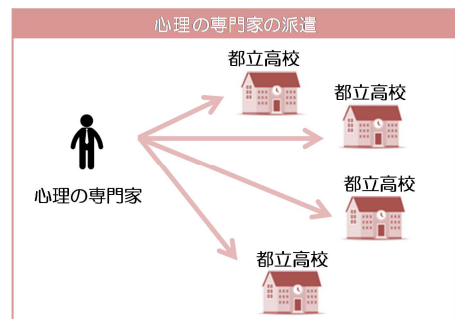
全ての都内公立小学校において、発達障害のある児童に特別な教育的支援が行きわたるよう、平成28年4月から都内公立小学校における特別支援教室の設置を開始しました。平成28年度においては、都内公立小学校1,286校のうち、602校に特別支援教室が設置されています。



④ 都立高校等における特別支援教育推進体制の整備

▶ 心理の専門家による相談支援体制の整備

都立高校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言を行うため、平成20年度から、心理の専門家を都立高校等に派遣するようになっています。毎年10校程度の都立高校に心理の専門家を派遣し、発達障害のある生徒への有効な指導について助言等を行っています。



⑤ 特別支援教育を推進する教育諸条件及び支援体制の整備・充実

▶ 特別支援学校のセンター的機能^{※8}の発揮による小学校、中学校、都立高校等への巡回の増加

平成19年の学校教育法の改正により、特別支援学校のノウハウを活用し、幼稚園、小学校、中学校及び高校等における特別支援教育を支援するセンター的機能の発揮が求められています。平成19年度における特別支援教育コーディネーター^{※9}による小学校、中学校及び都立高校等への巡回相談件数は2,057件、巡回を実施した特別支援学校数は24校でしたが、特別支援学校のセンター的機能に関する理解等が進み、平成27年度の巡回相談件数は7,038件、巡回を実施した特別支援学校数は50校にまで増加しました。

平成19年度		平成27年度	
巡回実施特別支援学校	24校	巡回実施特別支援学校	50校
巡回した回数	2,057件	巡回した回数	7,038件

(2) 今後の課題

これまでの取組により、都の特別支援教育は着実に前進していますが、生徒の就労実現に向けた職業教育の充実や知的障害特別支援学校における在籍者数の増加傾向を踏まえた適正規模・適正配置の取組、小学校、中学校及び都立高校等における発達障害教育の推進などについては、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

また、スクールバス利用者の通学負担の更なる軽減や、特別支援学校が今後もセンター的機能を十分に発揮するための仕組みの構築、スポーツ・芸術教育の推進、教員の専門性向上なども、更に進めていくことが重要です。

3 障害者や東京都を取り巻く状況の変化

平成 22 年 11 月の東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の策定以降、障害者や東京都を取り巻く状況は、大きく変わっています。

(1) 障害者を取り巻く状況の変化

ア 障害者の権利に関する条約の発効

平成 19 年 9 月、我が国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）に署名し、平成 26 年 1 月に批准しました。同条約は、同年 2 月から国内において発効しています。

障害者の教育については、障害者権利条約第 24 条で規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

イ 障害者基本法の改正

我が国では、障害者権利条約の批准に先立ち、国内法の整備が進められました。平成 23 年 8 月には障害者基本法が改正され、障害者の教育については、第 16 条において、「障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

ウ 障害者差別解消法の制定

平成 25 年 6 月には、障害者基本法第 4 条第 1 項で規定されている「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」及び同条第 2 項「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」を具体化させるため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が成立し、平成 28 年 4 月から施行されました。

同法は、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

エ 発達障害者支援法の改正

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成 28 年 5 月には、発達障害者支援法が改正され、同年 8 月から施行されました。この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第 8 条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」すること等が新たに規定されました。

(2) インクルーシブ教育システムの構築に関する考え方

ア 中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

国では、障害者権利条約第 24 条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成 24 年 7 月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。

同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月 抜粋）

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
 - ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
 - ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
 - ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。
- 今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。
 - 短期： 就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。
 - 中長期： 短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

イ 学校教育法施行令の改正

国は、中央教育審議会報告等を踏まえて、平成 25 年 9 月、学校教育法施行令の一部を改正しました。

この改正により、障害のある幼児・児童・生徒の就学先決定について、これまで学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定に該当する程度の障害のある幼児・児童・生徒は、原則、特別支援学校に就学するとしていた仕組みから、区市町村教育委員会が、幼児・児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改定されました。

ウ 都教育委員会における対応

中央教育審議会報告等では、インクルーシブ教育システムの構築のためには、特別支援教育の着実な推進が必要とされており、今後とも特別支援教育の一層の充実を図っていくことが求められています。

都教育委員会では、上記の学校教育法施行令の改正前から、区市町村教育委員会における就学相談において、本人及び保護者との合意形成を図りながら、一人一人の障害の程度や状態等に即して適切な就学先を決定できるよう支援するとともに、特別支援学校、小学校、中学校、都立高校等において個に応じた指導・支援を充実するなど、特別支援教育の着実な推進を図ってきました。

今後とも、国の考え方を踏まえて、就学相談機能の充実や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」における教育の充実、多様な関係機関と連携した支援の実施、合理的配慮の適切な提供とその基礎となる環境の整備、さらには、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流活動の充実を図ります。こうした取組を着実に推進することで、障害のある幼児・児童・生徒も障害のない幼児・児童・生徒も共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指していきます。

(3) 東京を取り巻く状況の変化

東京都を取り巻く状況についても、東京都長期ビジョンの策定や、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など、大きな変化がありました。

ア 都の施策の動向

第三次実施計画の策定以降、都政の方向性を示す各種計画が策定されました。平成 26 年 12 月には、今後の都政の羅針盤となる東京都長期ビジョンが策定され、東京の都市力や都民生活の向上につながる様々な施策が展開されています。また、平成 28 年 12 月には、都民ファーストの視点に立ち、今後の都政の具体的な政策展開を示した、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に

向けた実行プラン～」が策定され、その中では、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」を実現し、「新しい東京」を創っていくこととされています。

障害者施策については、平成 27 年 4 月に東京都障害者計画・第 4 期東京都障害福祉計画が策定され、都の障害者施策に関する方向性と具体的な取組が明らかにされています。

また、教育施策については、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受けて、都でも知事と教育長、教育委員を構成員とする総合教育会議が設置されました。

この会議における検討を踏まえて、本年 1 月に策定された東京都教育施策大綱においては、八つの重点事項が示されていますが、障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現が、その中の一つとして位置付けられています。

イ オリンピック・パラリンピックの開催

平成 25 年 9 月、ブエノスアイレスで開かれた第 125 次 I O C 総会において、東京が、2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に選出されました。

教育の分野においても、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツの振興や芸術文化教育・ボランティア教育の充実、国際理解教育や外国人の児童・生徒への適切な対応などが求められています。

ウ 幼児・児童・生徒を取り巻く状況の変化

このほかにも、幼児・児童・生徒を取り巻く状況は様々に変化しています。いつ発生してもおかしくない大規模災害を見据えて、特別支援学校における防災教育を充実させていく必要があります。また、幼児・児童・生徒の安全確保やいじめ等に適切に対応していくことが求められています。

また、公職選挙法の改正を踏まえて、責任ある主権者として生きるための主権者教育の推進も必要です。国においては、成人年齢の引下げについても議論が進められており、こうした動向について注視していく必要があります。また、障害者雇用促進法の改正に伴い、障害者雇用が一層促進される中で、着実に就労していくための力を育てていく必要もあります。

さらに、医療技術の進歩や I C T 機器^{*10}を活用した教育の充実など、社会状況の変化に的確に対応した教育を推進し、幼児・児童・生徒の生きる力を伸ばしていくことが求められています。

※1 心身障害教育

特殊教育と同義。心身障害教育は都独自の名称である。特別支援教育への転換まで、国は「特殊学級」としていたが、都は「心身障害学級」と呼んでいた。

※2 就業技術科

知的障害が軽い生徒を対象に、生徒の職業的自立と社会参加に向けて必要な専門的職業教育を行うことを目的とする学科

※3 職能開発科

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、基礎的な職業教育を実施し、職業生活に必要な職務を遂行する能力を開発・伸長することを目的とする学科

※4 教育課程の類型化

教育課程編成上の工夫の一つの形態である。高校において、例えば普通科で類型を設けた場合、理系コース、文系コースという名称で呼ぶものと同義である。都立特別支援学校においては、児童・生徒の障害の重度化・多様化への対応として、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領の総則に示される「重複障害者等に関する教育課程の扱い」に基づいた類型化として、知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程（知的代替の教育課程）と自立活動を主とする教育課程を設定してきた。

近年では、知的障害特別支援学校小学部の自閉症の教育課程、高等部普通科の類型、肢体不自由特別支援学校高等部準ずる教育課程での大学進学を視野に入れた類型等がある。

※5 学校介護職員

都立肢体不自由特別支援学校において、児童・生徒の学校生活を充実させる介護の仕事を行う職員

※6 平均乗車時間

各スクールバスに始発から乗車する児童・生徒の乗車時間の総和÷バスの台数

※7 特別支援教室

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症児、情緒障害児及び注意欠陥多動性障害児を対象とし、教員が巡回指導することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室。指導時数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間まで（学習障害及び注意欠陥多動性障害については月1単位時間から可能）としている。

なお、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童・生徒は、他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能である。

※8 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校が、地域の幼稚園や小学校、中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、(略)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育諸学校の要請に応じて、第81

条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

※9 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、学校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者

※10 ICT機器

Information and Communications Technology の略。都立学校「ICT計画」に基づき、都立学校に配備した教育用パソコン等の情報通信機器の総称。障害支援機器には、障害種別に応じてパソコンに入力するための支援機器や、出力されたものを分かりやすくするための支援機器がある。